

第30回成田市農業委員会総会議事録

令和7年12月10日

成田市農業委員会

1. 開催日時 令和7年12月10日(水)

午前9時30分から午前11時2分

2. 開催場所 成田市役所 議会棟3階 全員協議会室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 18名

議長 諏訪 恵 昨

1番 木村 知子 10番 森川 光江

2番 大竹 卓 11番 矢崎 光二

3番 宮城 敏彦 12番 萩原 孝次

4番 田中 敏雄 13番 小川 美智子

5番 浅井 弘一 15番 宇井 甲司郎

6番 京相 稔 16番 泉水 厚子

7番 加藤 茂 17番 藤崎 明

8番 渡邊 義行 19番 湯浅 恵介

9番 諏訪 和恵

5. 欠席委員 18番 坂田 一郎

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(令和7年12月)について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	洪	沢	淳
主幹兼振興係長	鎌	形	清人
農地係長	椎	名	俊亮
主査	青	柳	紀生
主任主事	伊	藤	和輝

8. 傍聴人

なし

○議長（諏訪会長） 本日は坂田委員が欠席でございますので、本日の出席委員は18名です。

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、第30回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

○議長 議案の審議に先立ちまして、11月総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、8番 渡邊 義行 委員、9番 諏訪 和恵 委員の両名を指名いたします。また、書記に鎌形主幹兼振興係長を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案（令和7年12月）について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案4件、報告4件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

（渋沢事務局長の挙手あり）

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集3ページをお開き願います。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。全体で18件の申請がございました。

①売買ございます。11件の申請がございました。

1番、前林にお住まいの譲受人が、前林にお住まいの譲渡人が所有する、前林の畑1筆、77㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「申請地の面積が小さく、耕作が困難なため」というもので、総会

資料1 ページに案内図がございます。

2番、水の上にお住まいの譲受人が、大沼にお住まいの譲渡人が所有する、新田の畑1筆、835㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「自宅から申請地が離れているため」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

議案集4ページをご覧ください。

3番及び4番は、同一申請者からの申請であり、関連がございますので、一括してご説明させていただきます。

磯部にお住まいの譲受人が、3番は、飯岡にお住まいの譲渡人2名が共有で所有する、飯岡の現況、畑、1筆、69㎡を、4番は、飯岡にお住まいの譲渡人が所有する、飯岡の現況、畑、1筆、98㎡を、それぞれ売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「隣接する自己所有の農地と一体で耕作するため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢で耕作をするのが困難であるため」というもので、総会資料3ページ及び4ページに案内図がございます。

5番、印旛郡栄町にお住まいの譲受人が、印旛郡栄町にお住まいの譲渡人が所有する、南部の田2筆、合計1,232㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

恐れ入りますが、議案集5ページをお開き願います。

6番、北羽鳥にお住まいの譲受人が、米野にお住まいの譲渡人が所有する、長沼の田2筆、合計2,042㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「譲受人の要望による」というもので、総会資料6ページに案内図がございます。

7番、滑川にお住まいの譲受人が、袖ヶ浦市にお住まいの譲渡人が所有する、滑川の田2筆、合計1,628㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「遠方に住んでおり耕作するのが困難であるため」というもので、総会資料7ページに案内図がございます。

8番、村田にお住まいの譲受人が、香取市にお住まいの譲渡人が所有する、村田の畑1筆、1,521㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「譲受人の要望による」というもので、総会資料8ページに案内図がございます。

議案集6ページをご覧ください。

9番、不動ヶ岡にお住まいの譲受人が、市川市にお住まいの譲渡人が所有する、押畑の畑1筆、452㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「新規就農をするにあたり、自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため」というもので、総会資料9ページに案内図がございます。

10番、北須賀にお住まいの譲受人が、北須賀にお住まいの譲渡人が所有する、北須賀の現況、畑3筆、合計676.3㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模の拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「申請地の管理が困難なため」というもので、総会資料10ページに案内図がございます。

11番、川上にお住まいの譲受人が、横浜市港北区にお住まいの譲渡人が所有する川上の畑1筆、214㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「新規就農をするにあたり、自宅に隣接する申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢で後継者もいないため」というもので、総会資料11ページに案内図がございます。

恐れ入りますが、議案集7ページをお開き願います。

続きまして、②贈与でございます。1件の申請がございました。

1番、大清水にお住まいの受贈者が、本三里塚にお住まいの贈与者が所有する、大清水の畑1筆、977㎡の贈与を受けたいという申請でございます。

受贈者の事由は、「新規就農をするにあたり、自宅から近くの申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

贈与者の事由は、「受贈者の要望による」というもので、総会資料12ページに案内図がございます。

続きまして、③使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、加良部一丁目にお住まいの借受人が、東和田にお住まいの貸付人が所有する東和田の現況、畑、3筆、合計1,218㎡に、使用貸借権を設定したいという申請でございます。

借受人の事由は「新規就農をするにあたり、自宅から近く耕作に便利な申請地を借りたい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

貸付人の事由は、「高齢で後継者もいないため」というもので、総会資料13ページに案内図がございます。

議案集8ページをご覧ください。

④賃借権の設定でございます。5件の申請がございましたが、全て、東町にお住まいの賃借人から、小菅及び駒井野地先での申請であり関連がございますので、一括してご説明させていただきます。

1番、香取郡神崎町にお住まいの賃貸人が所有する、現況、畑5筆、合計3,415.3㎡、2番、久米野にお住まいの賃貸人が所有する、現況、畑5筆、合計5,419㎡、3番、山之作にお住まいの賃貸人が所有する、現況、畑2筆、合計2,143㎡、続きまして、議案集9ページをお開き願います。4番、久米野にお住まいの賃貸人が所有する、現況、畑4筆、合計5,879㎡、5番、久米野にお住まいの賃貸人が所有する、現況、畑1筆、1,137㎡、以上の17筆に、賃借権を設定したいという申請でございます

賃借人の事由は「経営規模拡大のため」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

賃貸人の事由は、「申請地で耕作する予定が無い」というもので、総会資料14ページから18ページに案内図がございます。

以上で「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添

付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、畑1筆を取得し、「枝豆・小松菜・ピーマン」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。なお、譲受人は認定農業者ではありません。3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、畑1筆を取得し、「柿・みかん」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。なお、譲受人は認定農業者ではありません。3条①売買の3番及び4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り、権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする

と規定されており、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番及び4番は、現況：畑2筆を取得し、「里芋」を作付けしたいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的

な利用の確保に支障は生じないと思われます。

以上のことから売買の3番及び4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われます。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り、権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、要件を満たしていると思われます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、田2筆を取得し、「水稲」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の6番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われます。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の6番は、田2筆を取得し、「水稲」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

以上のことから売買の6番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の7番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われます。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の7番は、田2筆を取得し、「水稲」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから売買の7番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。なお、譲受人は認定農業者ではありません。3条①売買の8番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の8番は、畑1筆を取得し、「人参・落花生・小松菜」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから売買の8番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。なお、譲受人は認定農業者ではありません。3条①売買の9番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等の事前調査と新規就農の面接を行い、その内容から、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り、権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする

と規定されており、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の9番は、畑1筆を取得し、「じゃがいも・かぶ・レタス・ほうれん草・しそ等」を作付けしたいという営農計画です。権利の設定後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから売買の9番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはま

らないと思われます。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の10番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われます。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の10番は、現況：畑3筆を取得し、「大根・人参・枝豆」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

以上のことから売買の10番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

3条①売買の11番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等の事前調査と新規就農の面接を行い、その内容から、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われます。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する予定日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り、権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、要件を満たしていると思われます。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の11番は、畑1筆を取得し、「ねぎ・きゅうり等」を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。

以上のことから売買の11番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われます。なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、①売買の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 去る12月5日、午後1時から、成田市役所6階中会議室におきまして、第2小委員会を開催いたしました。農業委員6名、農地利用最適化推進委員3名、合

計9名の出席により、新規就農に係る面接4件の他、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第4条及び第5条の許可申請案件については、現地確認を行いました。

議案第1号、農地法第3条①売買の1番につきましては、申請地は、前林第一公民館の南西、市道前林1号線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の1番は可決されました。続きまして、①売買の2番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の2番につきましては、申請地は、新田共同利用施設の北、市道水の上新田線の西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の2番は可決されました。続きまして、①売買の3番及び4番につきましては、同一の譲受人による申請であり、関連がございますので、一括して小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の3番及び4番につきましては、申請地は、磯部共同利用施設の東、市道磯部5号線の南側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の3番及び4番に関するご意見・

ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 それではお諮りいたします。本案2件につきましては、一括による採決にしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番及び4番を一括して採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の3番及び4番は可決されました。

続きまして、①売買の5番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の5番につきましては、申請地は、竜台共同利用施設の南西、市道竜台中山線の西側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の5番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の5番は可決されました。

続きまして、①売買の6番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の6番につきましては、申請地は、豊住地区体育協会の東、市道豊住工業団地1号線の南側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の6番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の6番は可決されました。続きまして、①売買の7番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の7番につきましては、申請地は、滑川共同利用施設の北及び西、市道滑川2号線の北側及び西側に位置する農地で、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の7番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の7番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の7番は可決されました。続きまして、①売買の8番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の8番につきましては、申請地は、村田コミュニティ集会施設の南、市道長堀線の南側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の8番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の8番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の8番は可決されました。続きまして、①売買の9番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

す。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の9番につきましては、申請地は、押畑区騒音地域集会所の西、市道押畑宝田線の南側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の9番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の9番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の9番は可決されました。続きまして、①売買の10番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の10番につきましては、申請地は、北須賀青年館の北東、市道北須賀大竹線の東側及び西側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の10番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の10番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の10番は可決されました。

続きまして、①売買の11番につきまして、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条①売買の11番につきましては、申請地は、成田市公設地方卸売市場の南東、市道水の新田線の東側に位置する農地で、畑として

管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の11番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の11番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の11番は可決されました。

次に、②贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条②贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等の事前調査と新規就農の面接を行い、その内容から、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する予定日数が年間150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り、権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、要件を満たしていると思われま。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は、畑1筆を受贈し、「とまと・なす・きゅうり・かぼちゃ等」を作付けしたいという営農計画です。

取得後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま。なお、受贈者は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、②贈与の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条②贈与の1番につきましては、申請地は、大清水共同利用施設の南、市道大清水谷津口線の北側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②贈与の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(大竹委員の挙手あり)

○議長 大竹委員

○大竹委員 新規就農とのことですが、農作物の販売はされるのでしょうか。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 自家消費のみを予定しております。

○議長 その他ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②贈与の1番は可決されました。

次に、③使用貸借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条③使用貸借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等の事前調査と新規就農の面接を行い、その内容から、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する予定日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われま

す。許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、使用貸借権の設定の1番は、現況：畑3筆を借り受け、「いちご・赤じそ等」を作付けしたいという営農計画です。

権利の設定後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。以上のことから使用貸借権の設定の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われま

す。なお、借受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、③使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条③使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、東和田区民館の南西、市道川栗東和田線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「農作業に従事する日数が150日未満の場合であっても、権利取得者等が従事していれば問題ないのか。」との質問があり、事務局からは「原則、農作業に従事する日数が年間150日以上であることが要件になりますが、例外的に農作業に従事する日数が年間150日未満であっても、農作業を行う必要がある限り、その農業に従事していれば「常時従事する」として認められます。例えば、ある作物の栽培期間が90日間であったとして、その栽培期間に常時従事するならば、「常時従事する」として認められます。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、③使用貸借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(大竹委員の挙手あり)

○議長 大竹委員

○大竹委員 先ほどと同じになりますが、農作物の販売はされるのでしょうか。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 知人の店舗や地元のスーパーでの販売を予定しております。

○議長 その他ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③使用貸借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③使用貸借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、④貸借権の設定の1番から5番につきましては、同一の賃借人による申請であり、関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(伊藤主任主事の挙手あり)

○議長 伊藤主任主事

○伊藤主任主事 3条④貸借権の設定の1番から5番につきましては、提出されました

許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしていると思われる。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしていると思われる。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の1番から5番は、現況：畑17筆を賃借し、「ぶどう」を作付けしたいという営農計画です。

権利の設定後に行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと思われる。

以上のことから賃借権の設定の1番から5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと思われる。なお、賃借人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、④賃借権の設定の1番から5番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条④賃借権の設定の1番から5番につきましては、申請地は、小菅橋の西及び東、市道山之作取香線の北側に位置する農地で、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、④賃借権の設定の1番から5番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 それではお諮りいたします。本案5件につきましては、一括による採決にしたいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、④賃借権の設定の1番から5番を一括して採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条④賃借権の設定の1番から5番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いた

します。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集10ページをお開き願います。

「議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。1件の申請がございました。

1番、申請人である古込の法人が、天神峰の畑4筆、合計1,772㎡を「駐車場(普通62台)用地として転用したい」という申請でございます。

総会資料19ページに案内図、20ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 それでは、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 4条の1番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、駐車場(普通62台)用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、令和8年5月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、駐車場への転用は、普通車1台当たり25から30㎡という面積基準があります。有効面積のうち1台当たりの面積は約28㎡のため、面積基準に鑑みて妥当な計画面積であると思われまます。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、敷地内自然浸透とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われまます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第4条の1番につきましては、申請地は、成田市公設地方卸売市場の南東、市道花植木センター線の東側に隣接する農地で、現況は耕作さ

れておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。
審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。
(矢崎委員の挙手あり)

○議長 矢崎委員

○矢崎委員 駐車場を目的としているのですが、申請地でどのように利用するのでしょうか。
(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 周辺の警備や工事車両の駐車場所として利用する計画になっております。

○議長 その他ございますでしょうか。
(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、農地法第4条の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。
以上で、議案2号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。
(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集11ページをお開き願います。

「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。売買で4件の申請がございました。

1番、西大須賀にお住いの譲受人が、香取郡神崎町にお住いの譲渡人が所有する、名木の田2筆、512㎡を売買により取得し、「専用住宅用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料21ページに案内図、22ページに公図の写しがございます。

2番、千葉市緑区にお住いの譲受人が、吉岡にお住いの譲渡人が所有する、吉岡の畑1筆、674㎡を売買により取得し、「タクシー用の駐車場用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料23ページに案内図、24ページに公図の写しがございます。

3番、佐倉市にお住いの譲受人が、神奈川県座間市にお住いの譲渡人が所有する高の畑1筆804㎡を売買により取得し、「民泊の施設用地」として、転用したいという

申請でございます。総会資料25ページに案内図、26ページに公図の写しがございます。

議案集12ページでございます。

4番、譲受人である大阪府中央区の法人が、西大須賀にお住いの譲渡人が所有する、西大須賀の畑1筆、693㎡を売買により取得し、「太陽光発電設備設置用地」として、転用したいという申請でございます。総会資料27ページに案内図、28ページに公図の写しがございます。

以上で「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第5条、①売買の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の1番です。

農地の区分は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、周辺地域居住者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、許可できる例外規定に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年2月1日着手、令和8年7月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、512㎡の敷地に、建築面積約135㎡の専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500㎡を下回っていることから妥当な計画面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、宅内処理とする計画です。また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条①売買の1番につきましては、申請地は、つづじヶ丘コミュニティセンターの北東、県道成田下総線の西側に隣接する農地で、現況

は耕作されておらず、草刈管理がされ、更地のような状態でした。

審査の中で委員より、「地目が田だが、用水管は入っているのか。」との質問があり、事務局からは、「用水管が入っているとは聞いておりません。」との回答がありました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の2番です。

農地の区分は、第1種農地です。第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないことから、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、タクシー用の駐車場用地です。

資力及び信用については、通帳の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、許可後着手、令和8年6月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、成田国際空港の機能強化に伴いタクシー台数を120台から170台(約1.4倍)に増やすことから、タクシー用の駐車場を拡張するため当該農地をタクシーの駐車場用地として転用する計画です。

駐車場への転用は、普通車1台当たり25から30㎡という面積基準がありますが、トヨタのタクシー専用車両であるJPN TAXIは、全長4.4m、全幅1.695mであることから、乗車スペース等を考慮して奥行5.5m、幅3mとし、1台当たりの面積を約16.5㎡としています。また、駐車スペース前に車両の旋回スペースを確保するなど、妥当な計画と考えます。

周辺農地の営農への支障について、雨水は、敷地内に設置する集水マスを通し、2

6 2. 5 m³の用水プールに貯留し浸透させます。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条①売買の2番につきましては、申請地は、国保大栄診療所の南、市道吉岡水の上線の東側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の2番は可決されました。

続きまして、①売買の3番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の3番です。

農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。

転用目的は、民泊の施設用地です。隣接する民家をリフォームして宿泊施設とし、当該農地はバーベキュー及び休憩施設として整備すると共に、残りのスペースを宿泊者用の駐車場(4台)とする計画です。

資力及び信用については、取引明細書が添付されており、信用性について問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年2月1日着手、令和8年3月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水は、敷地内浸透により処理するとのことです。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の3番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条①売買の3番につきましては、申請地は、つづじヶ丘コミュニティセンターの南西、市道高台線の北側に隣接する農地で、現況は耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(大竹委員の挙手あり)

○議長 大竹委員

○大竹委員 民泊施設とのことですが、近隣からの了解は必要なのでしょうか。

(椎名係長の挙手あり)

○議長 椎名係長

○椎名係長 民泊を開始するにあたり、県に届出が必要となっており、その中で禁止事項が定められているため、順守されれば問題ないと考えます。

○議長 その他ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の3番は可決されました。

続きまして、①売買の4番につきまして審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 5条①売買の4番です。

農地の区分は、都市計画法に基づく用途地域が定められた区域内にある農地であるため、第3種農地に該当します。

転用目的は、太陽光発電設備設置用地です。

資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められませんでした。

申請の用途に供することの確実性については、令和8年2月1日着手、令和8年3月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると思われます。

周辺農地の営農への支障について、雨水は、敷地内浸透により処理するとのことです。

また、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はないと思われます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の4番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条①売買の4番につきましては、申請地は、西大須賀共同利用施設の南西、市道四谷八幡線を東側に入った農地で、現況は耕作されておらず、草刈り管理がされ、更地のような状態でした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(藤崎委員の挙手あり)

○議長 藤崎委員

○藤崎委員 農地の区分が3種農地であるとのことですが、1種や2種では転用が難しいのか、また、営農型の太陽光発電を行うには条件があるのでしょうか。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 2種農地であっても太陽光発電施設への転用は可能ですが、1種農地になると営農型じゃないと難しくなります。

○議長 その他ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の4番は可

決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 続きまして、議案第4号農用地利用集積等促進計画案(令和7年12月)については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、大竹 委員、浅井 委員、諏訪 和恵 委員、小川 委員、湯浅 委員 は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

(大竹 委員、浅井 委員、諏訪 和恵 委員、小川 委員、湯浅 委員 退室)

○議長 それでは、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案(令和7年12月)について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集13ページをお開き願います。

「議案第4号農用地利用集積等促進計画案(令和7年12月)について」でございます。

成田市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、14ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、16ページの総括表により、ご説明いたします。

なお、詳細な農用地利用集積等促進計画一覧表につきましては、18ページから58ページをご覧ください。

それでは、議案集16ページをご覧ください。

1-1. 促進計画一括方式による利用権設定でございます。合計面積は424,511.14㎡、田が321筆128件、407,325.14㎡、畑が15筆7件、17,186㎡でございます。

内訳につきましては、新規設定が、契約面積141,035㎡で、田が100筆42件、129,178㎡で、畑が7筆3件、11,857㎡でございます。再設定は、契約面積283,476.14㎡で、田が221筆86件、278,147.14㎡で、畑が8筆4件、5,329㎡でございます。

続きまして1-2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。詳細につきましては、議案集38ページから57ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明いたしました、1-1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっておりますので、

ご確認くださいませようお願いいたします。

議案集 17 ページをお開き願います。②再配分の転貸でございます。

合計の契約面積は 8,392㎡、田 9 筆 4 件で、詳細につきましては、議案集 58 ページの農用地利用集積等促進計画一覧表のとおりでございます。

以上で「議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案（令和 7 年 12 月）について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、本案について、湯浅小委員長は議事に参与しておりませんので、事務局の代理により、小委員会報告をお願いします。

（鎌形主幹兼振興係長 の挙手あり）

○議長 鎌形主幹兼振興係長

○鎌形主幹兼振興係長 議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画案（令和 7 年 12 月）につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画案（令和 7 年 12 月）について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。以上で、議案第 4 号の審議を終わらせていただきます。退室されていた委員の入室をお願いします。

（大竹 委員、浅井 委員、諏訪 和恵 委員、小川 委員、湯浅 委員 入室）

○議長 それでは次に、報告第 1 号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

（渋沢事務局長の挙手あり）

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集 59 ページをお開き願います。

「報告第 1 号 専決処分について」でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第 7 条第 1 項の規定により、専決処分をいたしましたので、報告いたします。

議案集 60 ページでございます。

「①農地法第 3 条の 3 の規定による届出」でございます。7 件の届出がございました。

この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集65ページでございます。

「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」でございます。1件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」でございます。5件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集68ページでございます。「④転用事実確認証明」でございます。5条で3件の証明願がございました。この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地確認したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第1号 専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 報告第1号、専決処分につきましては、質問等ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集69ページをご覧ください。

「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。
14件の通知がございました。

賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集74ページをご覧ください。「報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について」でございます。全体で5件の届出がございました。

①農地法施行規則第29条第1号の規定による届出で、2a未満の農業用施設用地への転用が1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議案集75ページをご覧ください。

②農地法施行規則第53条第5号の規定による届出で、公共事業の施行に伴う廃土処理が3件でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議案集76ページをご覧ください。

③農地法施行規則第53条第12号の規定による事業計画書の提出で、電気事業者が行う送電用電気工作物等の設置に伴う一時転用が1件ございました。添付書類も含

め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第3号農地法の許可を要しない農地転用について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用につきましては、委員より、「倉庫の大きさが6㎡程度に対し、農地の面積42㎡を転用できるのか。」との質問があり、事務局からは、「農地転用の面積が2アール未満のため許可不要となり、届出のみで転用できます。また、完了の届出もあり、実際に現地を確認しましたところ、コンクリートブロックの上に簡易な農業用の倉庫が設置されておりました。」との回答がありました。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(渋沢事務局長の挙手あり)

○議長 渋沢事務局長

○渋沢事務局長 議案集77ページをご覧ください。

報告第4号「報告第4号 農地等の現況に関する照会について」でございます。

①法務局の照会分として、成田出張所より4件、②香取支局より1件、合計5件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で「報告第4号農地等の現況に関する照会について」の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 報告第4号、農地等の現況に関する照会につきましては、質問等はありませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。
長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第30回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午前11時2分)